建築設備 施行規則明示事項チェックリスト【政令第10条確認特例有】

□欄にチェックが記載された項目を適用する。

建築士番号·氏名 (第

号)

		適用事項	根拠条文	適用を受ける建築物
共通		火を使用する設備及び火災の発生のおそれのある設備の位置及び構造その他火災予防のために必要な措置は火災予防条例の規定に適合する	令第9条第一号	火気使用がある場合など火災 予防条例の適用を受ける場 合
給 水		水道法第16条に規定する給水装置の構造は、同施行令第6条の規定に 適合する	令第9条第七号	水道事業者より上水引き込み を行なう場合
排水		排水設備は以下の方法で敷地外に放流する	法第31条	排水設備を設ける場合
		□ 公共下水道		
		□ 浄化槽		
		下水道法第10条第1項に規定する排水設備の構造は同施行令第8条の 規定に適合する	令第9条第八号	公共下水道へ放流する場合
ガス設備		ガス消費設備の構造は、ガス事業法施行規則第202条に適合する	令第9条第五号	都市ガスを使用する場合
		ガス設備の構造は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律第38条の2の規定に適合する	令第9条第十一号	LPガスを使用する場合(全て)
		ガス設備の構造は、一般ガス保安規則第52条の規定に適合する	令第9条第四号	LPガスを使用する場合で、ボンベ方式の場合
換気設備		防火ダンパーの構造及び設置方法は、昭和48年建設省告示第2565号 及び平成12年建設省告示第1376号に適合する	法第36条 令第112条第21項他	防火ダンパーを設ける場合
		排気フードは不燃材とし、構造は昭和45年建設省告示第1826号第三第四号イによる以下のいずれかの構造とする		火を使用する設備又は器具
		□ 告示(イ) I 型フード「N=30」	法第28条第3項 令第20条の3	の近くに排気フードを設ける 場合(防火地域、準防火地域 内)
		□ 告示(ロ) II 型フード「N=20」		
		外気取り入れ口並びに外気に直接開放された給気口及び排気口には 雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための措置 を行なう	法第36条 令第129条の2の5	換気設備を設ける場合